

○山梨県警察猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習実施要領の制定について

〔 令和 7 年 2 月 2 7 日 〕
〔 例規甲（保許）第 4 6 号 〕

山梨県警察猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習実施要領

第 1 目的

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 3 3 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 5 の規定に基づき、山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 技能講習の対象者等

1 対象者

技能講習の対象者は、現に法第 4 条第 1 項の規定による許可を受けて同項第 1 号の猟銃を所持している者とする。

2 免除者

技能講習の免除者は、現に法第 4 条第 1 項の規定による許可を受けて同項第 1 号の所持する猟銃と同種の猟銃に係る許可を受けようとする者のうち、国民スポーツ大会の当該種類の猟銃に係る射撃競技に参加する選手又はその候補者として、その住所地の所在する都道府県における日本スポーツ協会の地方加盟団体から推薦を受けたものとする。

第 3 技能講習の委託先等

1 実施場所

技能講習は、公安委員会の指定する指定教習射撃場において実施するものとする。

2 委託することができる事務

公安委員会が教習射撃場を管理する者（以下「管理者」という。）に委託することができる事務は、技能講習に関する事務のうち、講習の課程を修了したかどうかの判定に関する事務及び技能講習の修了証明書の交付に関する事務以外の事務とする。

3 委託された事務の実施者

技能講習に関する事務の一部の実施を委託された管理者は、それらの事務を教習

射撃指導員に行わせなければならない。管理者自身が行うことはできない。また、事務を行わせる教習射撃指導員は、当該管理者が法第9条の4第2項の規定により選任したものでなければならない。

第4 技能講習の時間、講習細目等

講習の時間は、2時間以上とし、技能講習実施基準（別記）により行うものとする。

第5 技能講習の編成

講習の1回当たりの受講者数は、教習射撃指導員1人に対してライフル銃及び散弾銃ともに6人までとする。

第6 技能講習の通知等

1 受講申請等

受講の申込みは、住所地を管轄する警察署において公表された技能講習開催日の10日前までに受け付けるものとする。

2 受講日時及び受講射撃場の決定

各警察署においては、受講申込みを受け付ける際に生活安全部保安課（以下「主管課」という。）に確認し、受講日時及び受講射撃場を決定するものとする。

3 受講通知の発行

各警察署においては、受講申込みを受け付けた際は、受講の申込みをした者に対し技能講習の日時、場所、使用銃砲及び携行品を記載した技能講習通知書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「府令」という。）別記様式第26号）を作成し、受講者に交付するものとする。

なお、通知番号は、年度別及び警察署別とする。

第7 技能講習の内容等

1 実施科目は、次のとおりとする。

- (1) 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- (2) 猟銃の点検
- (3) 実包の装填、拔出しその他実包の取扱い
- (4) 射撃の姿勢及び動作
- (5) 散弾銃による場合にあっては、飛翔する標的に対する射撃
- (6) 散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃

2 使用する猟銃

技能講習において使用することができる猟銃は、受講者が法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて所持する猟銃とし、射撃場の備付け銃の使用は禁止とする。

3 銃種ごとの実施

技能講習は、受講者が法第4条第1項の規定による許可を受けて同項第1号に規定する所持する猟銃の種類（ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃）ごとに行うものとする。同種の猟銃を複数所持する受講者は、それらの猟銃のうちいずれか一つを用いて受講するものとする。

第8 修了証明書

1 交付

技能講習修了証明書（府令別記様式第27号。以下「修了証明書」という。）は、猟銃の種類（ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃）ごとに交付するものとする。

なお、修了証明書は、技能講習において第7の1（1）から（4）までのほか、（5）又は（6）の事項を修得したと公安委員会が認定した者に対して交付されるものとする。

2 交付手順

- (1) 各管理者は、技能講習の講習終了時に各受講者へ技能講習結果を記録した技能講習考查実施結果証明書（訓令別記様式第7号の2）を交付するとともに、主管課へその記録結果を連絡するものとする。
- (2) 主管課は、その記録を警察署へ連絡すること。
- (3) 警察署においては、技能講習結果を基に各受講者の可否を判断し、合格者に修了証明書を交付するものとする。

3 書換え等

修了証明書の交付を受けた者は、当該修了証明書の記載事項の変更、亡失、盗難又は滅失をした場合においては、講習修了証明書等再交付申請書（府令別記様式第22号）を住所地を管轄する警察署を経由して都道府県公安委員会に届け出て修了証明書の書換え又は再交付を受けることができるものとする。

第9 運用上の留意事項

1 開催日時等の公表

技能講習の開催日時、場所、銃種、猟銃の射撃の実施方法その他必要な事項は、

受講予定者の申込みの便宜を考慮し、開催日の1か月前までに公表するものとする。

2 携行品の通知

技能講習においては、猟銃の射撃の科目において用いる実包は受講者自身が準備する必要があることから、技能講習通知書を受講者に交付するに際しては、技能講習に用いる銃砲に適合する実包又は猟銃用火薬類等譲受許可証を技能講習会場に携行すべき旨を確実に伝えること。